

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 14
法令名	農業協同組合法			根拠条項	11の48-1
許認可等	農協の宅地等供給事業実施規程の承認				
(根拠規定)					
農業協同組合法第11条の48第1項					
組合が、第10条第5項の事業(以下「宅地等供給事業」という。)を行おうとするときは、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。					
・農業協同組合法第10条第5項の事業					
出資組合は、第1項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。					
(1) 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。)の売渡し若しくは貸付け(住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)又は区画形質の変更の事業					
(2) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け(当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。)の事業					
(3) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け(当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)の事業					
・農業協同組合法第11条の48第2項					
前項の宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法及び宅地等供給事業に係る契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。					
(許認可等の基準)					
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針					
・宅地等供給事業実施規程の設定の承認					
宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。					
ア 施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること					
イ 事業実施組合は、出資組合に限られること					
宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。					
(その他)					
添付書類(農業協同組合法施行細則第9条)					
(1) 宅地等供給事業実施規程					
(2) 定款					
(3) 事業計画の概要					
(4) 総会(総代会)議事録謄本					